

一部の仮運転免許及び運転免許試験の受験資格に係る年齢要件の引き下げ

令和8年4月1日（水）から、準中型仮免許及び普通仮免許の受験・取得ができる年齢と、準中型免許及び普通免許の受験ができる年齢が、それぞれ「17歳6か月」に引き下げられます。

準中型免許及び普通免許（本免許）の取得ができる年齢は、引き続き18歳です。

施行前・後		現行（施行前）	R 8. 4. 1以降 （施行後）
免許手続			
準中型仮免許	受 験	18歳	17歳6か月
普通仮免許	取 得		
準中型免許	受 験		18歳
普通免許	取 得		

※ 本免許取得年齢に変更はありません(合格しても18歳になるまで取得できません)